裁判員制度における手続のイメージ

起訴

＊　法定刑に死刑・無期刑が含まれる罪の事件等一定の重大事件が対象

↓

公判前整理手続

＊　争点整理とそのための証拠開示、審理計画の策定
（→刑事訴訟法改正）

↓

裁判員の選任決定

＊　合議体は、原則として裁判官３人、裁判員６人
一定の場合、裁判官１人、裁判員４人とすることも可

↓

公判審理

＊　連日的開廷
（→刑事訴訟法改正）

↓

評議、評決

＊　有罪・無罪及び刑の決定は合議体全員の過半数で、裁判官・裁判員各１名以上の賛成要
法令解釈及び訴訟手続上の判断は裁判官の過半数

↓

判決宣告・裁判員の任務終了

↓

控訴審
（裁判官のみによる審理）

裁判員候補者名簿の作成

＊　１年毎・裁判所毎に、年齢２０歳以上の者を選挙人名簿から無作為抽出

↓

裁判員の選任手続

＊　事件毎に、裁判員候補者名簿から無作為抽出した上で、質問手続を経て選任

＊　除外：欠格事由、就職禁止事由、辞退事由等に該当する者
不公平な裁判をするおそれのある者
理由を示さない不選任請求を受けた者

＊ 裁判員の義務、解任に関する要件・手続

＊ 裁判員に対する旅費、日当等の支給
解雇その他不利益な取扱いの禁止

＊ 裁判員の氏名等の情報を公にしないこと
裁判員に対する接触の規制

＊ 裁判員に対する請託・威迫行為、裁判員の秘密漏洩等の罰則